

皆様に知ってもらいたい寄附金の使い道

身近な自然が与えてくれるもの

みどりや自然とのふれあいは安らぎや潤いを与え、多くの人にとってその存在は重要なものです。また、みどりには、環境の改善や防災に役立つ機能、レクリエーションの場としての機能、美しい都市景観を生み出すなどの機能があります。

旭川市では「緑の基本計画」を策定し、ランドデザインを描きながら、都市と自然が心地良く調和するみどりあふれるまちづくりを進めていこうとしています。

旭川市は郊外にみどりは多いですが、中心市街地のみどりが弱く、都心部の景観を形づくるみどりや身近な自然との関わりが少ないことが懸念されています。

草花や樹木で彩られる憩いの風景

寄附金を活用して進めている都市緑化の取り組みでは、市内各地の道路花壇への花株支援、駅につながる昭和通のシンボル花壇の造成などを行っています。こういった花壇は、市民の憩いの場であり、観光客などのおもてなしとして、まちを彩ります。

また、これらの花壇づくりには、多くの町内会やガーデンボランティアの方々が携わっており、市民との協働によるまちづくりにつながっています。

都市緑化は、子どもから大人まで一緒に関わることができるまちづくりの一つです。みどりや自然とのふれあいによる体験は、豊かな心を育て守ることにつながり、地域を慈しみ大切にすることにもつながります。

みんなで作る「都市とみどりが調和するまち」

このようなみどりを育て守る取り組みにより、このまちの魅力を高めていきたいと考えています。旭川を訪れる人や旭川に暮らす人が、みどりの様々な機能により健やかな環境に身をかけるように、計画的にそして継続的に、寄附金を活用していきます。都市と自然が心地良く調和するまちづくりを市民と共に進めていくため、ふるさと納税による応援をお願いします。

寄附金の使い道

皆さまから頂いた寄附金は、都市緑化を進める取り組みに活用させていただきます。

具体的には、市民の方々の協力による道路花壇づくりへの花株支援、また、旭川市のシンボルである昭和通の道路花壇の造成、地域協働で街の緑化に取り組む緑化団体の支援や花や緑のイベントの支援など都市緑化の取り組みに充てられます。

お問合せ先

土木部公園みどり課 電話 0166-25-9705